

\* 植込み型除細動器を植込み後に不整脈により意識を失った者である場合

診 断 書 (公安委員会提出用)

1	氏名	男・女
	生年月日	T・S・H 年 月 日生( 歳)
	住所	
2	医学的判断	
	病 名	
	初診日	
	所 見(現病歴、現在症、重症度など)	
3	現時点での症状及び今後の見通しについての意見	
	ア 植込み後、意識を失ったのは「	」が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作の再発のおそれがあるとの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
	イ 植込み後、意識を失ったのは植込み型除細動器の故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作の再発のおそれがあるとの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
	ウ 上記アとはいえないが、6月( 月)以内に上記アと診断できることが見込まれる。	
	エ 上記イとはいえないが、6月( 月)以内に上記イと診断できることが見込まれる。	
	オ 上記以外(運転を控えるべき)	
	理由(	)

主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印